



著作権入門セミナー

第2回 著作物の契約実務と
新しいビジネスモデル、海賊版への対応

用賀法律事務所 弁護士
村瀬 拓男



作品を出版したい→出版契約の締結

出版契約とは、何を約束するものなのか

著者

出版社

執筆約束

出版約束

出版許諾（複製権、公衆送信権の許諾）

印税支払

独占保証

継続出版

内容保証

宣伝・侵害対応

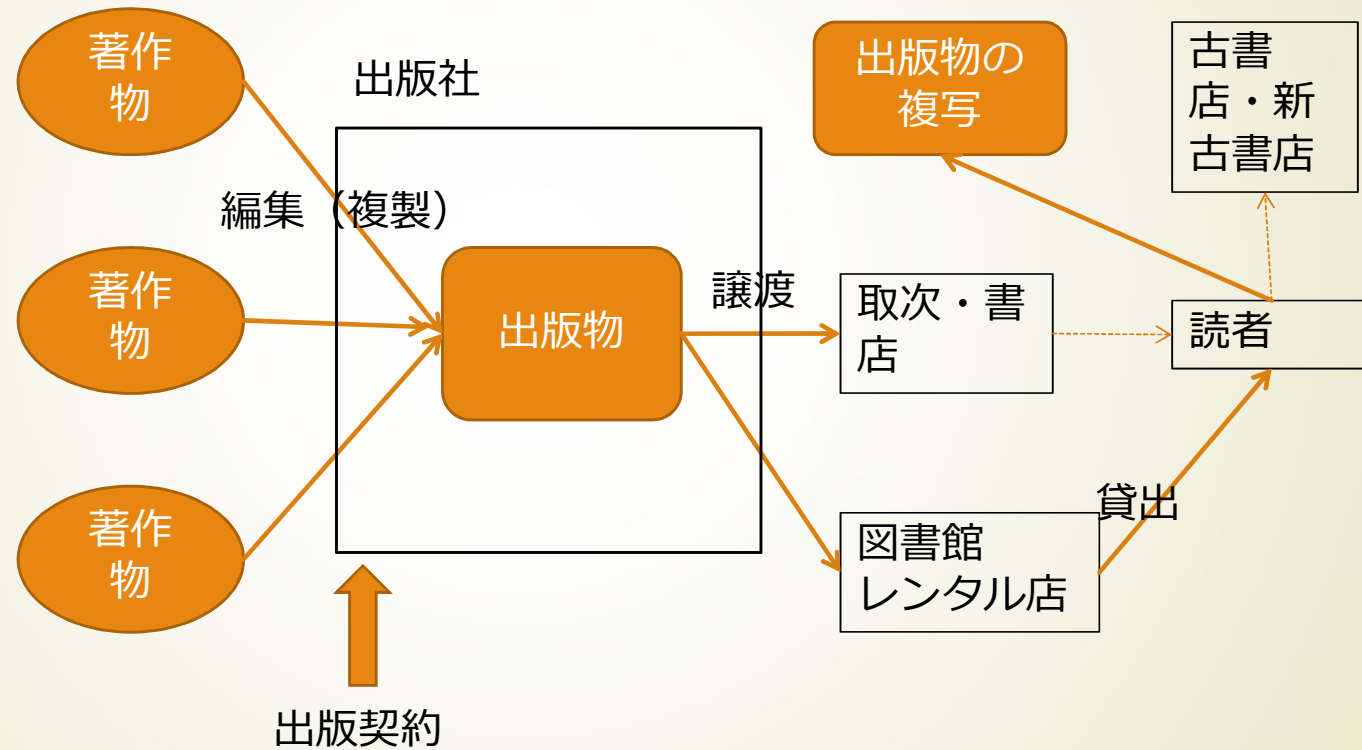
派生する契約

映像化権許諾

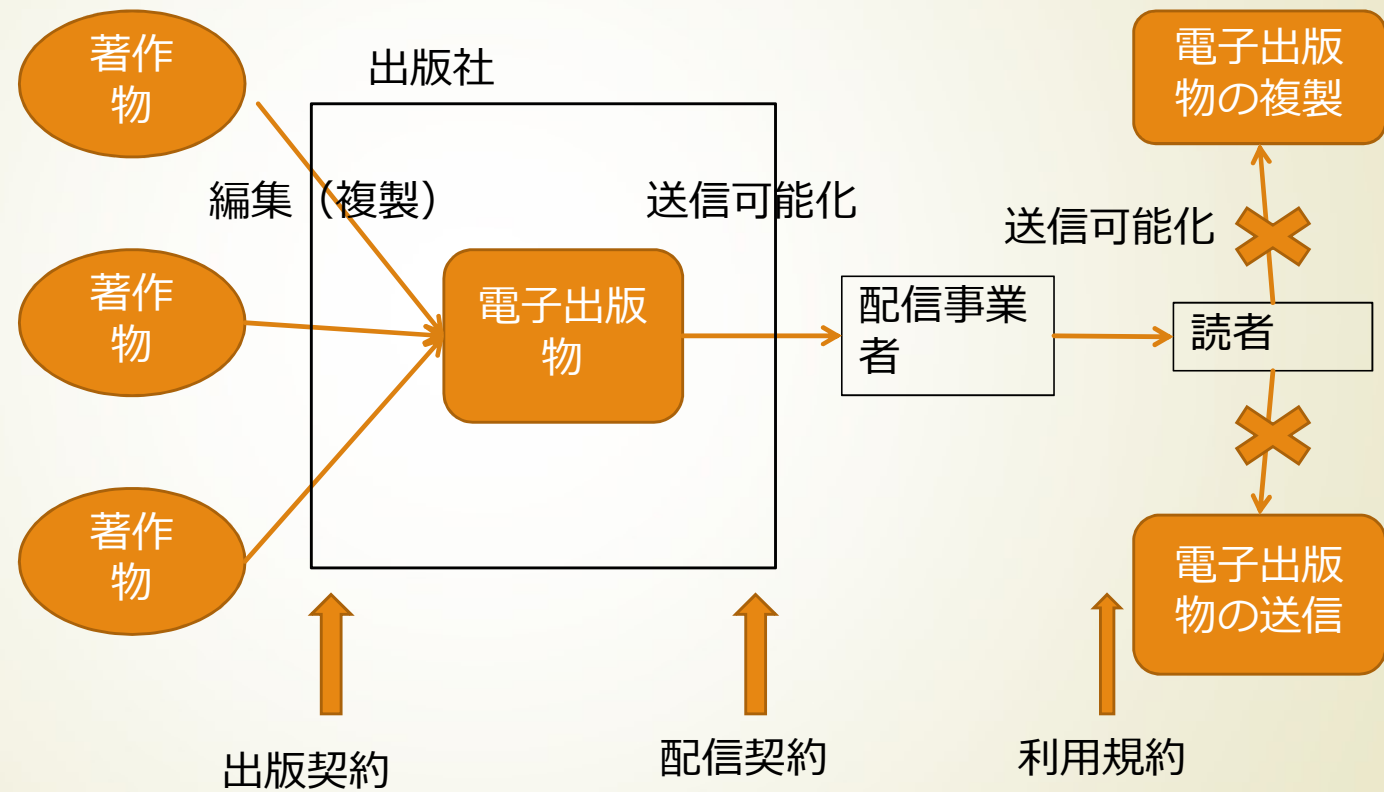
翻訳権許諾

商品化権許諾

出版物（紙媒体）の流通と出版契約



出版物（電子媒体）の流通と出版契約



出版契約の種類

独占しなくてもよい→①非独占的許諾契約
独占したい



- ②出版権設定契約
- ③独占的許諾契約
- ④著作権（複製権）譲渡契約

②～④のいずれを選択するのか？

④は医学、理工系の分野で多く行われているが、その他の分野では一般的ではない。

出版以外の分野では③

出版の分野のみ、特別な著作権法上の制度として②がある。

出版権は「準物権」と言われる。

契約当事者だけでなく、第三者に対しての権利主張が可能であるところが②と異なる。

著作権規定の構造

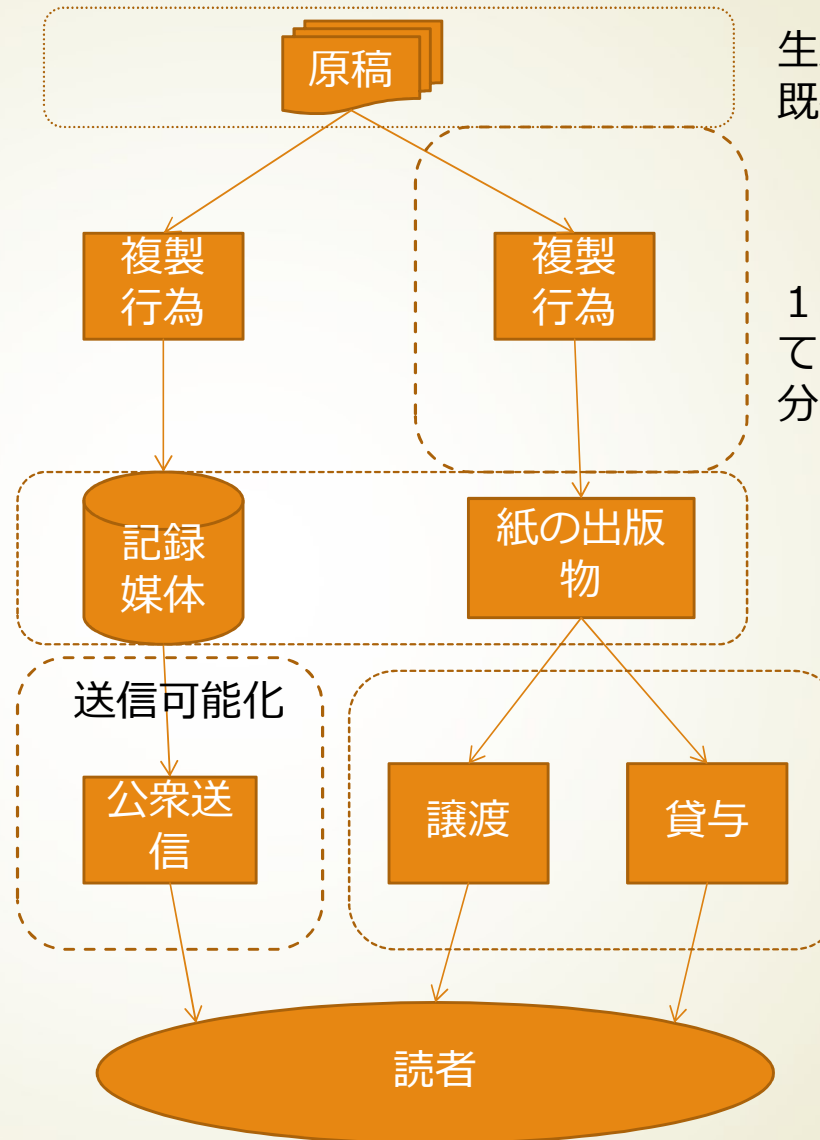
著者の著作権・所有権

電子出版として契約する範囲

2号出版権として設定される部分

電子出版

紙媒体出版



生原稿、データ、既存の出版物

1号出版権として設定される部分

紙媒体出版（ROMを含む）として契約する範囲

改正著作権規定の内容

79条（著作権の設定）→権利設定者及び著作権者を規定する

設定権者 第21条又は第23条1項に規定する権利を有する者
（「複製権等保有者」）

著作権者たりうる者

①「出版行為」

又は

②「公衆送信行為」

を引き受ける者

「出版行為」＝文書若しくは図画として出版すること

電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む→パッケージ型電子出版

「公衆送信行為」＝（複製物を用いて）公衆送信を行うこと

この複製物とは、電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された、その著作物の複製物

79条2項→質権者の承諾（実質変更なし）

80条（著作権の内容）→どのような権利を設定できるのか

1項

1号 頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利→（1号著作権）

原作のまま79条第1項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む

2号 原作のまま79条第1項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利→（2号著作権）

「専有する」→「独占的」な出版契約に対して著作権が設定できる。

「一部を専有」→「独占的」ということが意味を持つ範囲で設定できる。

2項

著者死亡

又は

最初の出版行為等の後3年（契約で排除可能）

個人全集等の複製・公衆送信を複製権等保有者は行うことができる

「電子版全集」の意義が問題

3 項→無条件禁止を条件付OKとした

出版権者は、
複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、複製又は公衆送信を
他人に対し、許諾することができる

電子出版で、出版社が配信事業者に対して、利用者への配信を許諾することは、通常「公衆送信権の再許諾」となり、再許諾を行う契約も出版権が設定できる契約となることを確認するために改正が行われた。

これまでの実務では、いわゆる二次出版を、「出版権の再許諾」という法形式をとって行うケースはほとんどない。

→このような法形式をとることは可能だと考えられるが、契約にあたっては十分な注意が必要。

4 項→再許諾の権利内容

(著作物の利用許諾条項である63条を準用)

再許諾を受けた者は、出版権者が設定された範囲内でのみ出版権を行使できる。

再許諾の権限は、出版権者の承諾なく譲渡できない。

8 1 条（出版の義務）

任意規定であることが明示されている→現行法と同じ

1 号出版権について

イ 複製のために必要な原稿等を受領後 6 カ月以内に出版行為

□ 慣行に従い、継続出版行為義務

2 号出版権について

イ 公衆送信のために必要な原稿等を受領後 6 カ月以内に公衆送信行為

□ 慣行に従い、継続公衆送信義務

8 2 条（著作物の修正増減）

「正当な範囲内」での修正又は増減

1 号出版権 改めて複製する場合

→オンデマンドはどう考えるのか？

→「正当な範囲内」で調整

2 号出版権 公衆送信を行う場合

→通常、自動公衆送信なので、この場合とは何を意味するのか？

→サーバーにある場合と読むしかない。「正当な範囲内」で調整

2 項（通知義務）

1 号出版権の場合のみ、現行法通り

8 3 条（著作権の存続期間）

任意規定であることを明示→現行法と同じ
最初の出版行為又は公衆送信行為から 3 年

8 4 条（著作権の消滅請求）

基本的に現行法と同じ

1 号著作権と 2 号著作権は可分

1 項 出版義務違反

2 項 継続出版義務違反（3 ヶ月以上の催告期間）

3 項 廃絶請求→これは理屈上両方か？

8 6 条以下、制限規定、譲渡、登録について、2 号著作権が入ったことによる形式的な改訂で、実質的な変更はない。

1 1 4 条（損害の額の推定規定）

3 項、4 項への「著作権者」の追加

再許諾が条件付きでできることになったことに関連して、通常の再許諾料を損害とみなすことができることになった。

1 1 9 条以下（刑事罰規定）

改正なし。

1 号 2 号ともに著作権侵害は刑事罰の対象となる。



作品の中で他人のものを使いたい→利用許諾の検討

- ①対象が著作権法またはその他の法律で保護対象となっているか？
 - 著作物性があるか？
 - 他の法律（意匠法、商標法、不正競争防止法など）では保護されるか？
- ②著作権法の権利制限規定に該当する利用となるか？
 - 引用などの要件を満たすか？
- ③権利の許諾はどこに求めるのか？
 - 権利の所在の確認 ◎表記
 - 職務著作成否の判断
 - 著作者が故人の場合→継承者の探索、人格権の場合の注意
- ④どういう許諾を求めるのか？
 - 権利譲渡、独占利用、非独占利用
 - 利用態様、利用媒体、利用期間
- ⑤許諾条件情報の管理

著作権制度でのデ
ジタル海賊版対策

2号著作権
(侵害に対して
は刑事告訴可
能)

2号著作権者

原稿

複製
行為

記録
媒体

送信可能化

公衆送
信

差止可
能

破棄請求

差止可
能

海賊行為者

紙の出版物

複製
行為

記録
媒体

送信可能化

公衆送
信

著作権侵害だが、
2号著作権侵害に
はならない。
1号著作権侵害に
もならない。

著作権者として
損害賠償請求も
可能

読者

デジタル海賊版対策

デジタル海賊版の形態

ストレージサーバー＝リーチサイト
オンラインリーディング
ピアトゥピア（トレントサイト）

法的な課題

サーバーの所在地、運営主体の所在地
→裁判管轄、準拠法、執行の実効性
見ること自体違法ではない
→DL違法化のアプローチ

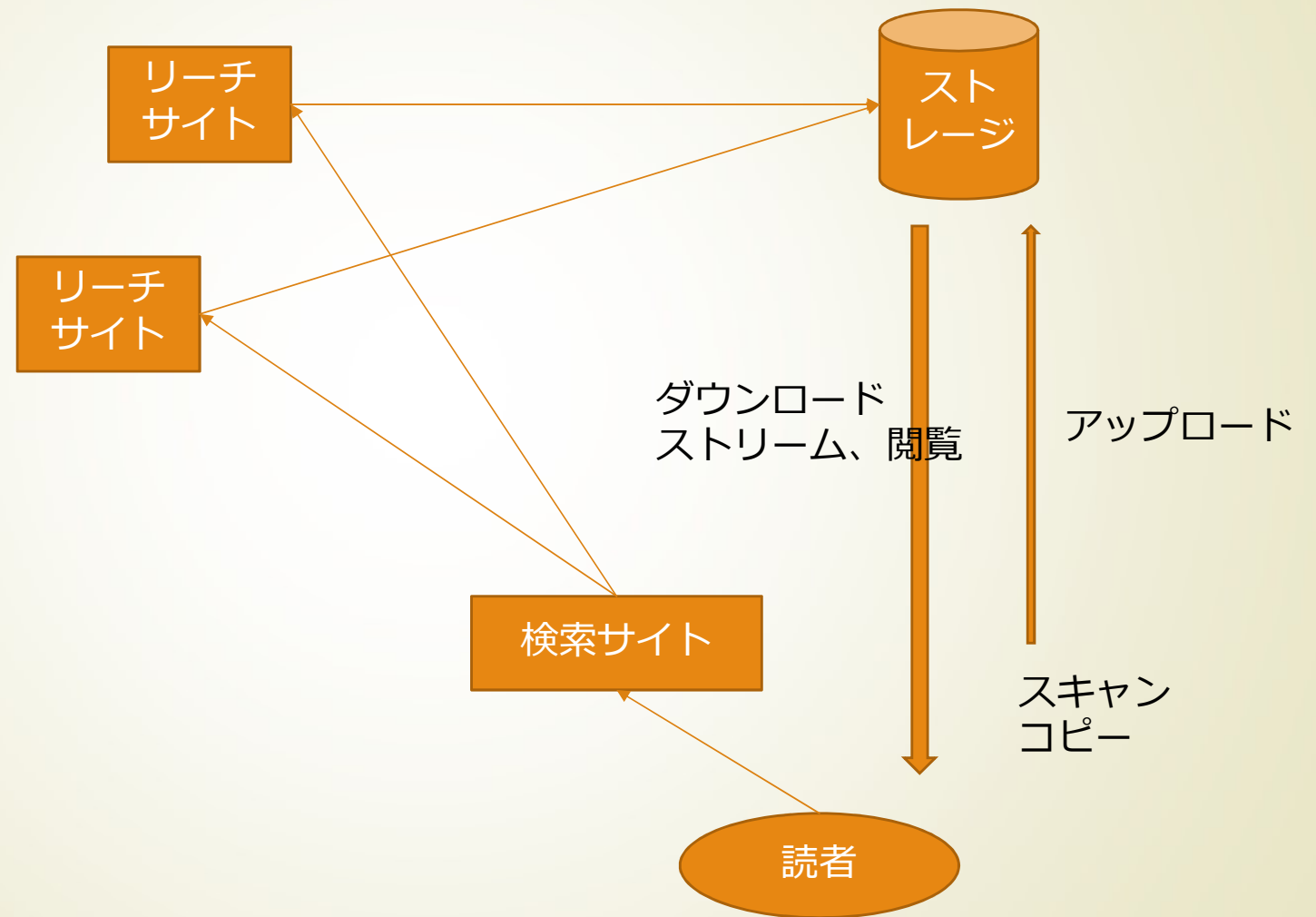
誰に対して権利行使できるのか

権利侵害者の特定
リーチサイト（リンク）の法的評価

デジタル海賊版に対して採る具体的なアクション

広告事業者へのアプローチ
サイトブロッキング

ストレージ、リーチサイトの基本的な構造



海賊版対策の基本的な手順

(1) 準備段階

環境整備、対象の絞り込み、ホワイトリストの確認、記録の用意

(2) 監視、検索

外注も

(3) 対応方法の検討

(4) クレーム対象の特定

(5) 削除の要請

削除以外の方法について

発信者情報開示請求

検索結果表示停止の要請

フィルタリング対象とすることの要請

アプリ配信停止要請

リンク削除要請

広告出稿停止要請

これらについては、通信事業者等との連携が進行中
出版広報センター海賊版対策WGが窓口

カード決済停止要請

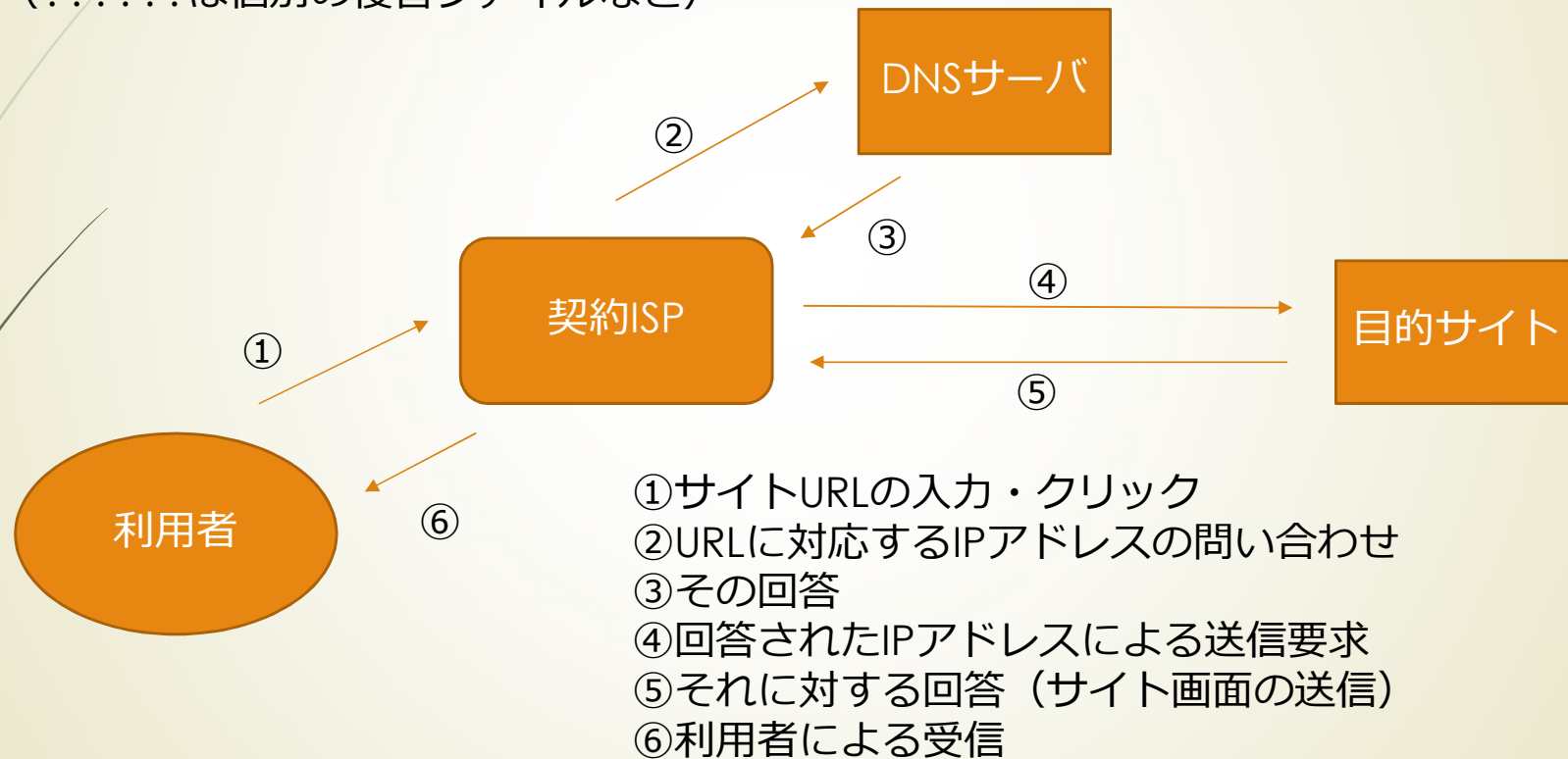
サイトブロッキング

サイトブロッキング問題について

インターネットのアクセスの概要

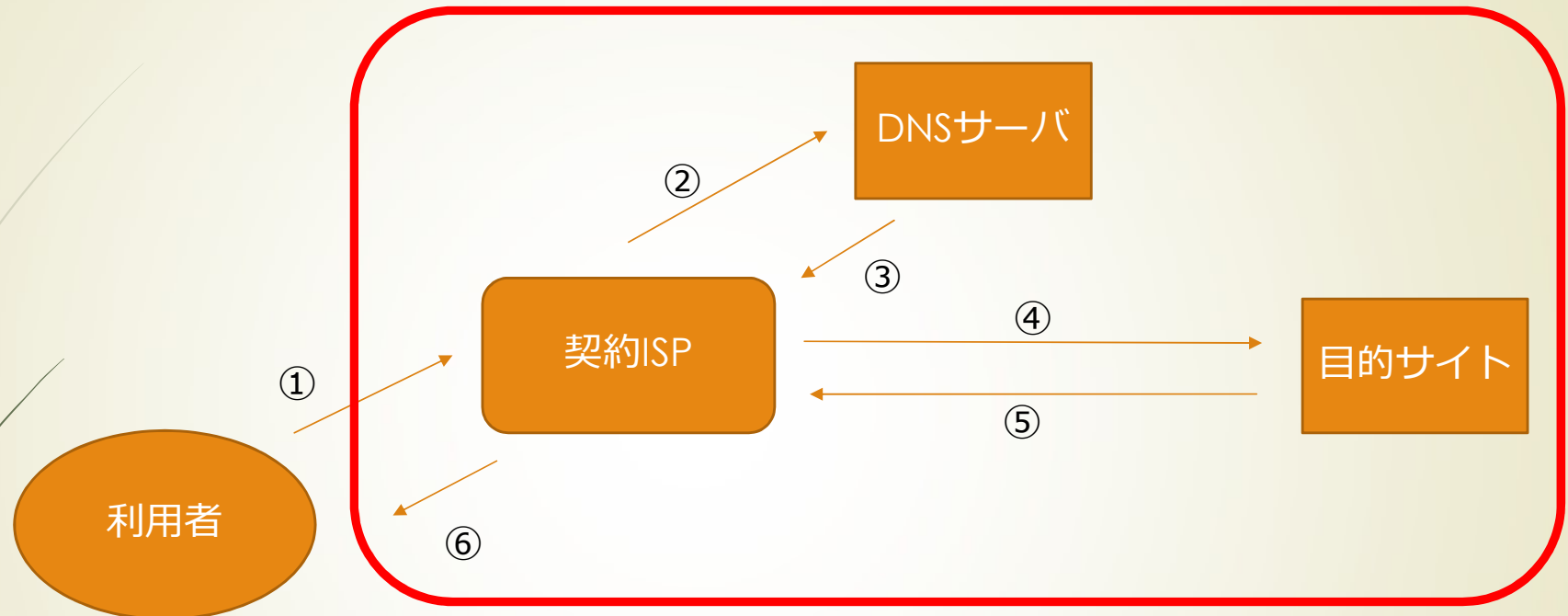
遮断したいサイト

<http://www.kaizokuban.com/?????>
(?????は個別の侵害ファイルなど)



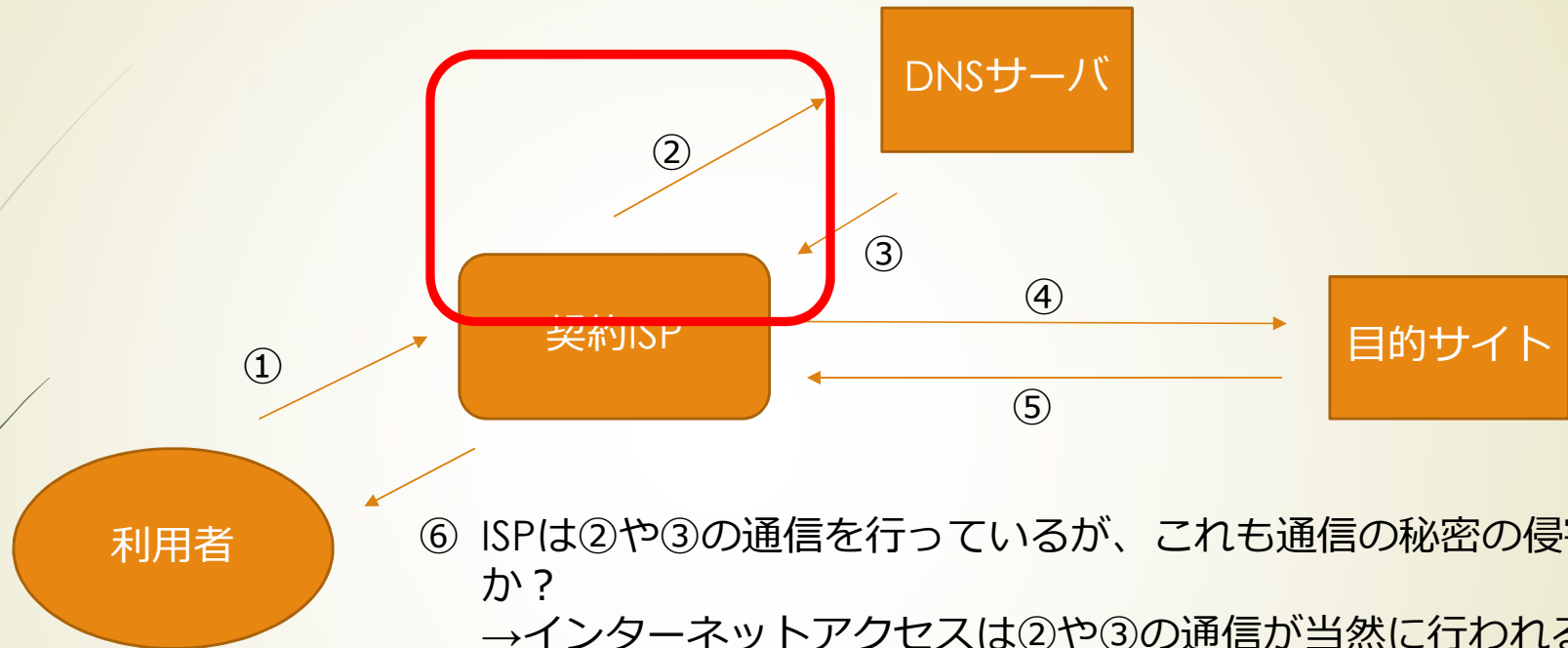
通信の秘密の範囲

総務省・通信業界が採る解釈



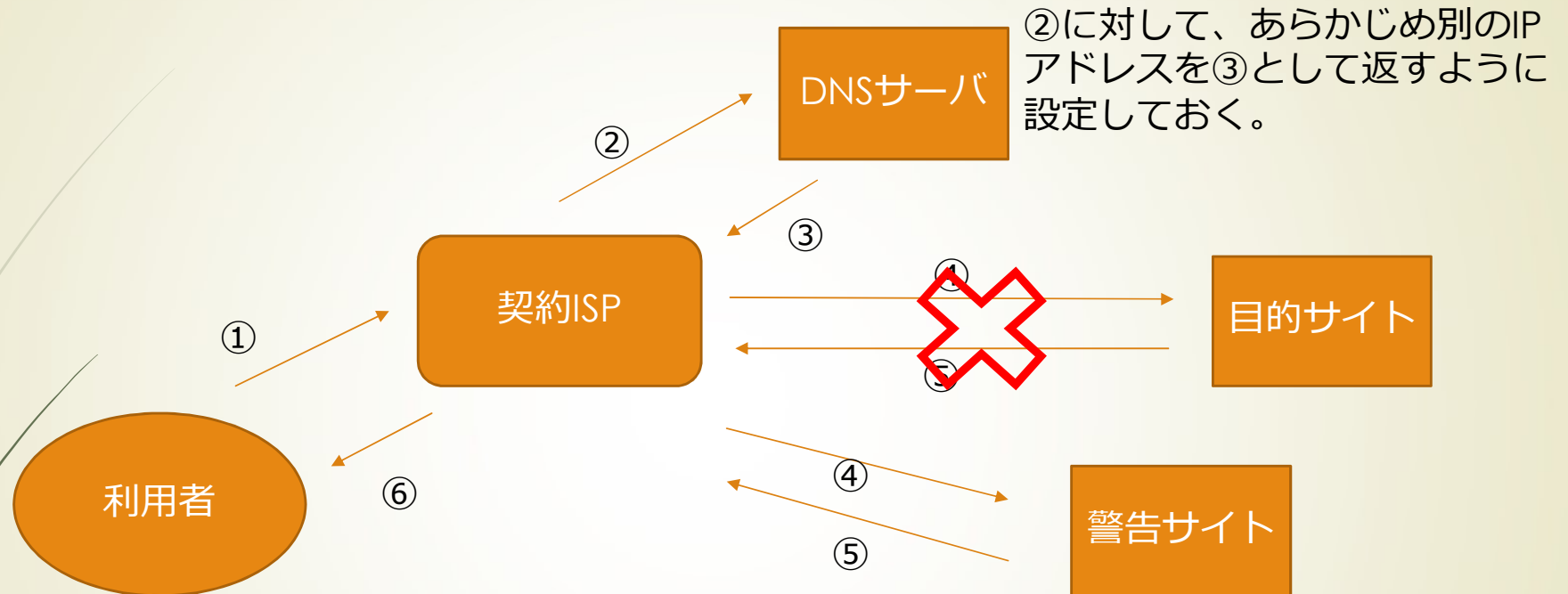
- これらを「一連の通信」として全て一律に通信の秘密として保護
→通信の秘密は、まず国家権力に対して秘密にされなければならない。
→特定のサイトにアクセスしているという情報自体が、通信の「内容」を推察させる。
→従って全てを秘密対象としなければ、通信の秘密の保護はまっとうできない。

利用者の同意



- ⑥ ISPは②や③の通信を行っているが、これも通信の秘密の侵害か？
- インターネットアクセスは②や③の通信が当然に行われる。
 - このため、ISPとの契約には当然②や③の通信が行われることが含まれる。
 - 利用者の同意がある。
 - 通信の秘密の侵害とはならない。

サイトブロッキング（DNSブロッキング）の仕組み



海賊版サイトへのアクセス要求となる①②に対して、あらかじめ用意されている、警告サイトなどのIPアドレスを③として返すのが、サイトブロッキング（DNSブロッキング）の仕組み

通信の秘密の保護の程度

サイトブロッキングで損なわれるのは

利用者が見ようとしたサイトのURLを入力したにもかかわらず、ISPが正しいIPアドレスを返さないことによって、目的のサイトを見ることができない

という、
見たいものを見ることができるというインターネットへの信頼
それを邪魔しないというISPへの信頼
ということになる。

この「信頼」を「通信の秘密の保護」という概念でカバーするのかどうかは、言葉遣いの問題である。

②③の通信で利用者の同意があったとしたが、仮にこれが「正しいIPアドレスを返す」ことが前提の同意だとすれば、これは同意がなく、通信の秘密の侵害となるともいえる。しかし、その実質は、上記の「信頼」を損なう、ということであり、通信の内容を知られないという「通信の秘密」とは異なる保護法益であるともいえる。

→一律に通信の秘密の侵害と構成する解釈は、少なくともインターネットの世界では硬直的であり、適切な利益較量を阻害しているのではないか？

利益較量

総務省・通信業界の解釈

②③も含めて通信の秘密

全ての通信で、②が海賊版サイトへのアクセスかどうかを判断しているから、通信の秘密の侵害にあたる。

通信の秘密は、重要な人格的利益であり、著作権という単なる財産的利益より優越する。従って、児童ポルノのような緊急避難という法律構成は使えない。

しかし、

利用者が損なわれているのは、通信の秘密ではなく、見たいものを見ることができるという信頼である。

仮に従来の業界解釈を前提としても、比較する保護法益は

見たいものを見ることができるという信頼と、著作権者の正当な利益である。

また、遮断される海賊版サイトから見れば

海賊版サイトの表現の自由・営業の自由と、著作権者の正当な利益が、比較すべき保護法益となる。

→海賊版サイトであることの立証ができれば、著作権者の正当な利益のほうが重いということが出来るため遮断は適法に行うことが可能となると考えられないか？



違法コンテンツのダウンロード違法化とリーチサイト規制

違法コンテンツのダウンロード違法化

- ①違法コンテンツであることの認識が要件
- ②ダウンロード（端末でのコピー保存）
- ③平成21年以降、映像・音楽では立法化

インターネットユーザーの行動を過度に制約する可能性の指摘

リーチサイト規制

URLのリンク行為はインターネット利用の基本的な行為
悪質なリーチサイトのみ規制するよう、要件の絞り込み

いずれも今年度通常国会で著作権法改正案として提出予定であったが見送り
次年度以降の再上程を目指して、各方面への働きかけ

平成30年著作権法改正について

①デジタル分野における制限規定の拡大

美術品の展示に伴う公衆送信（47条）
コンピュータ利用に伴うバックヤードでの利用（30条の4、47条の4）
解析結果提供に伴う軽微な利用（47条の5）

②教育分野における制限規定の拡大と補償金の導入

授業の過程で行われる複製（教師、生徒による）→現行法35条1項
同時におこなわれるサテライト授業での送信→現行法35条2項

補償金導入により可能となるもの
タブレット等への配布
予習復習のためのDLなど
異時再送信

ライセンスの対象となるもの（新35条但し書き）
一授業の範囲を超える教材の共有
資料の蓄積

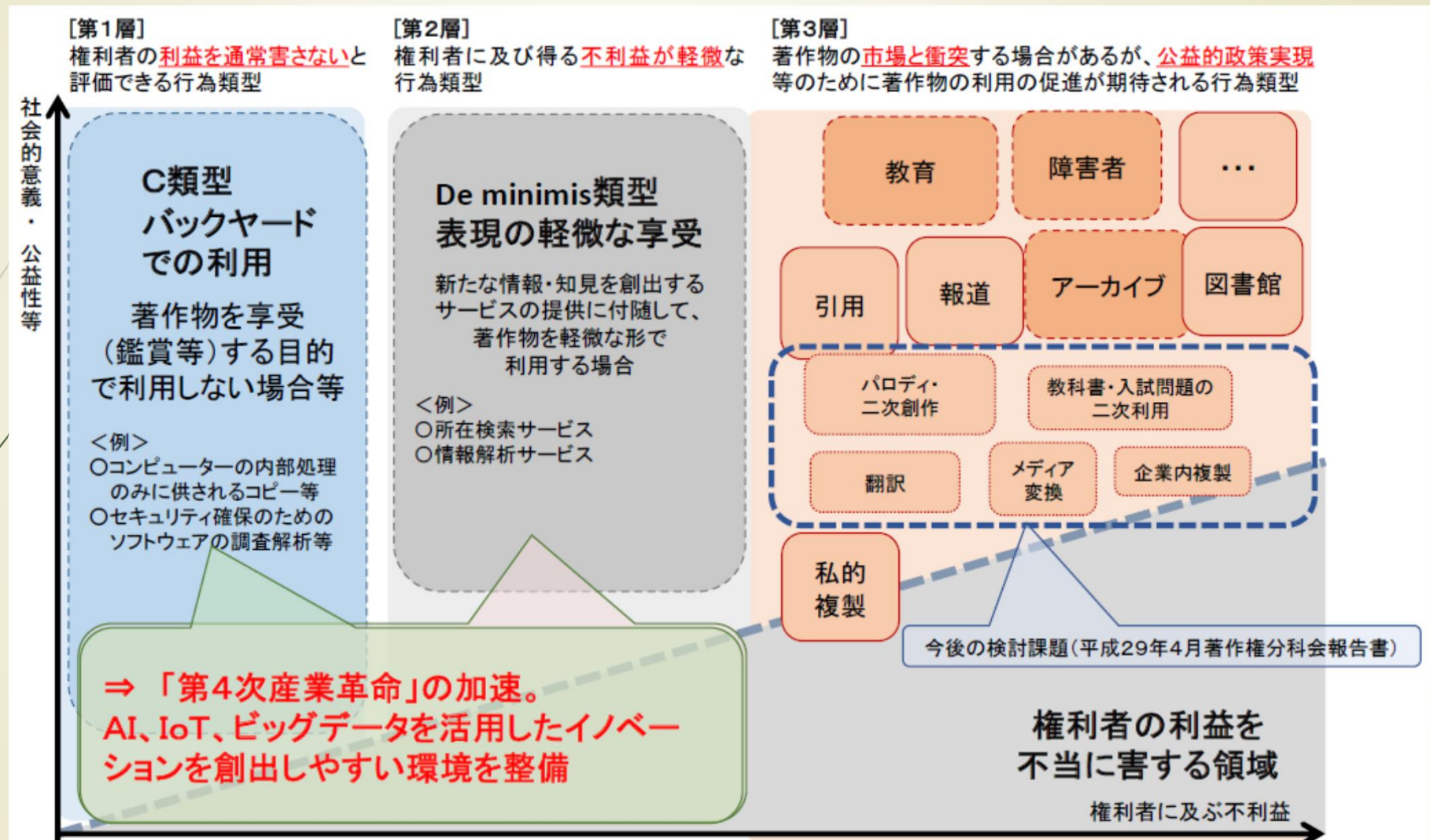
（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

権利制限規定の3層構造（文化庁作成資料より）





C類型（４７条の４、３０条の４）

バックヤードでの利用や保守管理のための利用であり、人による著作物の享受を目的としていない行為

→ 著作権者の権利を不当に害しない限り、権利制限の対象

De minimis類型（４７条の５）

電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）に限定。

- ① サービスに使用するデータベースに係る情報漏えいの防止のための措置を講ずること
- ② サービスが改正法の要件に適合するものとなるよう、あらかじめ、当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うこと
- ③ サービスに関する問合せを受けるための連絡先その他の情報を明示すること
- ④ IDやパスワードにより受信が制限された情報や、業界慣行に沿って情報収集禁止措置がとられた情報（robots.txtやメタタグ等による検索回避措置）を使用しないこと（※インターネット情報検索サービスのみ）



ご清聴ありがとうございました

直近の著作

『電子書籍・出版の契約実務と著作権（第2版）』（民事法研究会）

弁護士 村瀬 拓男

用賀法律事務所

〒158-0096

東京都世田谷区玉川台2-22-20-408

TEL 03-5534-6116

FAX 03-5534-6685

e-mail: t-murase@youga-law.jp

H P : <http://youga-law.jp/>